長野労発基1022第１号
国関整建一産第７０８６号
令和８年10月22日

建設業者団体の長　殿

長野労働局長
関東地方整備局長
（公印省略）

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和６年４月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和６年に「第三次担い手３法」が成立したところです。これらのうち、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第 49 号。以下「改正法」という。）については、段階的な施行を経て、令和７年 12 月 12 日に全面施行されました。

長野労働局と関東地方整備局では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススメ」や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」等（別紙１）を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記サイト等を周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1　建設労働者の長時間労働の改善に向けた適正な工期設定について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、建設工事の受発注者が労働基準法や建設業法などの関係法令を遵守し、建設労働者の長時間労働の是正や週休２日をはじめとして魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業の働き方改革を推進することが不可欠です。

建設労働者の長時間労働の改善に向けて建設業者による生産性向上などの自助努力とあわせて、発注者の理解と協力を得ながら適正な工期設定への取組を進めていくことが不可欠です。

今般施行された改正法により、これまで発注者のみに禁止されていた著しく短い工期による請負契約の締結(契約変更時含む。)について、新たに受注者にも禁止されることになりました。また、改正法では適正な金額や工期による見積りの作成に努めるよう求められていることから、請負契約締結や変更に伴う工期の見積りに際しては、令和６年３月 27 日に改定された「工期に関する基準」において、工期設定において考慮すべき事項として示されている、猛暑日、降雨日・降雪日、河川の出水期や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働や上限規制等を踏まえて、上限規制を遵守した適正な工期が確保された見積りの作成、請負契約の締結を行っていただきますようお願いします。

また、令和６年 12 月の改正法の施行により、資材価格の高騰や労務の供給不足等があった際の工期等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における工期変更に関する協議を円滑化させるための新ルールが設けられております。工期等の変更に係る条項の具体的な中身については、令和７年 12 月２日の建設工事標準請負契約約款等の改正により新たに規定された内容を御確認いただき、資材価格の高騰等があった場合には注文者に対し協議の申出をいただき工期等の変更に係る協議を行っていただくなど、下請まで適正な工期が確保されるよう努めていただくようお願いいたします。(別添１、別添１－２長野版)

2　建設労働者の処遇改善について

令和８年 10 月２日から長野県最低賃金が時間額 1,117 円に引き上げられましたが、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げへの取組が必要です。(別紙２)

今般、改正法の施行により、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず受発注者間、元請－下請間、下請間のすべての段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金として支払われるよう、中央建設業審議会が「労務費に関する

基準」を作成・勧告することとされるとともに、これによって示される「通常必要と認められる労務費」を著しく下回る見積り・契約締結が禁止されました。また、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結について、新たに受注者にも禁止されることになりました。

加えて、上記１のとおり、令和６年 12 月の改正法の施行により、資材価格の高騰等があった際の請負代金の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における価格転嫁に関する協議の円滑化に向けた新ルールが設けられ、令和７年 12 月２日には建設工事標準請負契約約款等が改正され、契約変更請求ができるケースが拡充されるなど新たに規定が追加されたところです。

つきましては、受注者と注文者間においては、契約締結前には労務費等の内訳を明示した見積書の作成と見積書を踏まえた発注者間の協議を通じて注文者から適正価格での請負契約を締結いただき、資材費等の変動があった場合には注文者に対し協議の申出をいただき価格転嫁に係る協議を行っていただくなど、現場を支える建設労働者の隅々まで適正な水準の賃金が支払われるよう努めていただくようお願いいたします。（別添２、別添２－２長野版）

３　建設労働者の労働災害防止について

（１）労働安全衛生法の改正等

建設業における労働災害は減少傾向にありますが、長野労働局管内の労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあり（令和７年の労働災害による死亡者数は全産業 11 名中、建設業で４名）、引き続き労働災害防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第３条第３項の規定では、請け負った仕事の一部を協力会社に請け負わせる場合も含め、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、令和７年５月の労働安全衛生法の改正により、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業者等についても、労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体と位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められ、令和７年５月 14 日（公布日）から段階的に施行されています。（別紙２）

これにより、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること、また、指

定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であることとされております。

なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要であることとされております。

さらに、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれるものであることとされております。

（２）熱中症の重篤化防止

長野労働局管内の職場における熱中症による休業４日以上の死傷者数についても、建設業が多い状況にあり（令和７年の職場における熱中症による休業４日以上の死傷者数は全産業 35 名中、建設業で３名（死亡者数は０名））、引き続き熱中症の防止の徹底が求められています。令和７年６月には改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、事業者に対し、①電話等による報告や責任者等による作業場所の巡視等、熱中症のおそれがある作業者（労働者だけでなく、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業者も含みます。）の早期発見のための体制整備、②作業離脱をさせる、救急隊を要請する等、熱中症の重症化を防止するための措置の実施手順の作成、③これらの体制及び手順の関係作業者への周知を行うことが義務付けられました。また、令和８年３月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が作成され、同ガイドラインの周知・指導を行っており、熱中症予防対策の取組をより一層徹底しております。（別紙２）

これらの改正事項を含め建設業における労働災害防止対策の徹底をお願いします。

（３）工期に関する基準等

「工期に関する基準」において、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、発注者団体に対して、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額が設定されるよう、また、工期に労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必

要な期間や猛暑日等の自然要因における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう、協力を依頼しているところです。

なお、猛暑に対処するための支援として、国土交通省において、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援するメニューとして「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を取りまとめています。猛暑環境下における安全及び健康の確保に必要な期間や経費を適切に計上するに当たっては、本パッケージの内容も参照いただくようお願いいたします。関東地方整備局ＨＰにおいて、熱中症特設サイトを設けて、熱中症対策に関する取り組みや、関係法令、ガイドラインを掲載しておりますので、参考に御覧ください。

また、安全衛生経費については、令和５年８月に各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和６年３月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。これに加えて改正法により、安全衛生経費が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条に基づく見積書における内容明示の対象とされたところ、上記２に示す「労務費に関する基準」における安全衛生経費に係る考え方も踏まえつつ、適切な安全衛生経費の確保に取り組んでいただくようお願いいたします。（別添３）

4　建設事業主に対する助成金制度の周知、利用促進等について

建設事業主が建設労働者の雇用環境の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取組みを行った場合、費用の一部の助成を受けることができる制度がありますので､関係建設事業主に対する各種助成金制度の周知や利用促進等について、御協力をお願いいたします。（別添４長野版）

別紙1

1　特設サイト　「はたらきかたススメ」

この特設サイトでは、建設業従事者、トラック･バス･タクシードライバー、医師の動画コンテンツ等を公開しております。



動画　はたらきかたススメ ver　2（建設業編）

https://www.youtube.com/watch?v=mQrAWj4y_MQ

2　建設事業者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

このポータルサイトには、建設業で働く方に適用されている時間外労働の上限規制をはじめとした労働時間法制について解説を掲載しています。また、担い手３法など、建設工事を発注される方々に知っていただきたい情報も発信しています。



https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/

3　長野労働局ホームページ

長野労働局ホームページに、働き方改革に関する情報の記事を掲載しています。

（トップページ内）



（長野県建設業関係働き方改革推進協議会作成リーフレット掲載ページ）



https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/newpage_00452.html

別紙２

4　最低賃金の改定



https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou.html#naganoken

5　労働安全衛生法の改正



東京労働局ホームページ

労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/a-hotetu_00003.html

6　熱中症の重篤化防止

長野労働局ホームページ　熱中症防止対策





https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/nettyuusyou_yobou.html

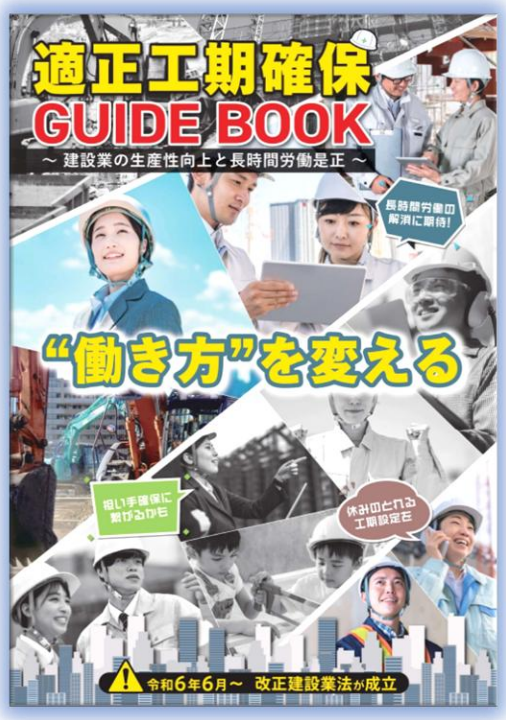
建設工事を発注する皆様へ

関東地方整備局管内
建設業許可部局

別添１

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休２日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素　等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先ＱＲコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

1. **建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善**
2. **建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保**

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、**「地域の守り手」**として将来にわたって**国民の皆様の安心・安全を守り**続けられる**持続可能な産業**となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局　茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県　建設業許可部局

R8.5

別添1－2 長野版

建設工事を発注（注文）する皆様へ

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定を、持続可能な取引の好機にしましょう！

適正な工期設定はなぜ必要？

1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善

2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

▼

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

☑ 受注者が**時間外労働規制を遵守**できる工期設定に協力すること

受注者から提出された適正な工期による見積りを尊重してください

☑ **工期延長等の契約条件変更**等について受発注者間で協議すること

契約工期での施工が困難な場合など、適切に変更協議に応じてください

☑ 契約締結において**安全と健康確保に必要な経費**を確保すること

☑ 建設資材価格高騰を踏まえた**適切な価格転嫁**に対応すること

詳しくはこちら⇒ 適正工期確保ガイドブック

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部　関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

＜協議会事務局＞ 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

工事契約の締結の際は「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法　第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第１項　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第２項　建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第２項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月12日施行）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！



1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日(雨休率の設定等)	
	猛暑日(夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日)	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整 ※2	地元住民や地元団体(農業、漁業組合等)、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定(勤務間インターバル制度の導入等)	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済　△:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映　－:当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

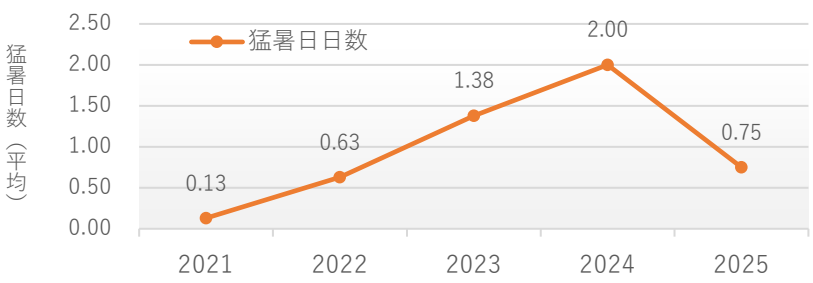
工期設定に関わる要因・条件		確認
準 備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間(物品納入や建設機械の搬入に要する時間)	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備(電力・給排水・濁水処理・給気等)の整備期間	
施 工 ※4,5	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1 日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事(構法)における、生コンクリートの工場・1 日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事(鉄骨)における、鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。

特に“時間外労働規制の遵守や週休２日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間における長野県（長野地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成

※WBGTとは
熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、**WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動**するという注意事項となっています。

また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、**WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止**するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋

別添２

建設業者のみなさまへ

国土交通省

労務費に関する基準がスタート

令和７年12月より新ルールが導入



適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育てていくため、**令和７年12月より「労務費に関する基準」ルールが導入**されます。

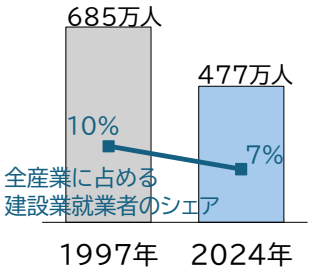


詳しくはコチラをご覧下さい

▶ 担い手確保に向けた課題

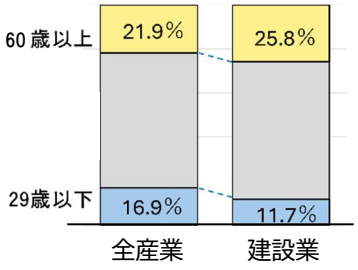
◎建設業では、担い手の減少と高齢化が深刻な課題となっています。若い世代に選ばれる産業となるためには、他産業と比べて低い賃金水準や長時間労働といった職人の就労環境の改善が大きな課題となっています。

〈図１〉 建設業の就業者数



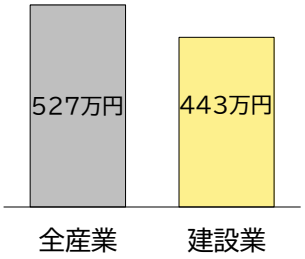
出典：総務省「労働力調査」（令和6年）をもとに国土交通省で作成

〈図２〉 就業者の年齢層



出典：総務省「労働力調査」

〈図３〉 建設業の賃金（年間）



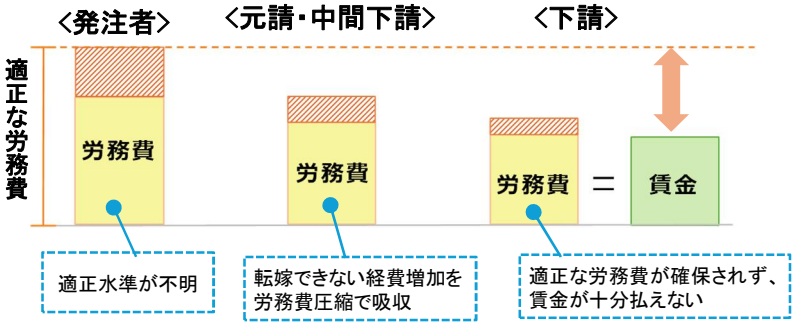
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）、※建設業は「生産労働者」の値

▶ 労務費（職人の賃金の原資）の確保に向けて

◎職人の就労環境の改善のためには、賃上げによる処遇改善が必要であり、また、建設企業が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

◎一方、これまで守られるべき適正な労務費（職人に支払われるべき賃金の原資）の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況にあったことを踏まえ、改正建設業法により、令和７年から「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

〈図４〉 これまでの労務費の行き渡りイメージ



新たなルールの概要

適正な労務費を確保し、適正な賃金支払いを行うため、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。主な内容は以下の通りです。

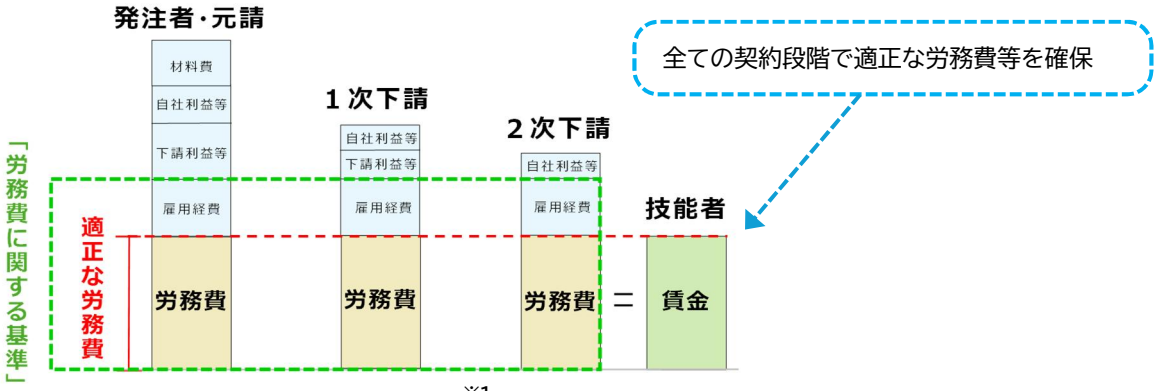
●建設業者に対し、適正な賃金支払い等の労働者の適正な処遇確保を努力義務化（第 25 条の 27）

●中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、適正な労務費を提示（第 34 条第2項）

●適正な労務費は公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

適正な労務費＝労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位当たり施工量）

労務費に関する基準（令和７年１２月２日　中央建設業審議会決定）



●適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等[※1]による見積りや見積り変更依頼を禁止（第 20 条第2項、第6項）

●総価として原価に満たない金額による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の3第2項）

（参考）「工期に関する基準」の概要

（令和６年３月２７日　中央建設業審議会決定）

注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、適正な工期を設定

Ⅰ.工期全般にわたって考慮すべき事項

自然要因（猛暑による不稼働）、時間外労働規制、労働・安全衛生、行政への申請　等

Ⅱ.工程別に考慮すべき事項

準備	施工（基礎、土、躯体、設備、仕上　等）	後片付け

契約 → （例）資機材の調達 → （例）想定外の地中障害物 → （例）養生期間 → （例）受電時期 → （例）完了検査 → 完成

Ⅲ.その他考慮すべき事項

・建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
・分野別に考慮すべき事項（住宅・不動産分野/鉄道分野/電力分野　等）　等

●著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の5第2項）

違反した建設業者は指導・監督/発注者[※2]は勧告・公表の対象（第 41 条第1項等、第 19 条の6）

※1　材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2　適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

新ルール下の取引について

建設工事における見積書の作成に当たっては、労務費等※を内訳明示することが必要です。下記の禁止事項について違反があった場合、建設業者には指導・監督、発注者（民間発注者含む）には勧告・公表が行われることがあります。

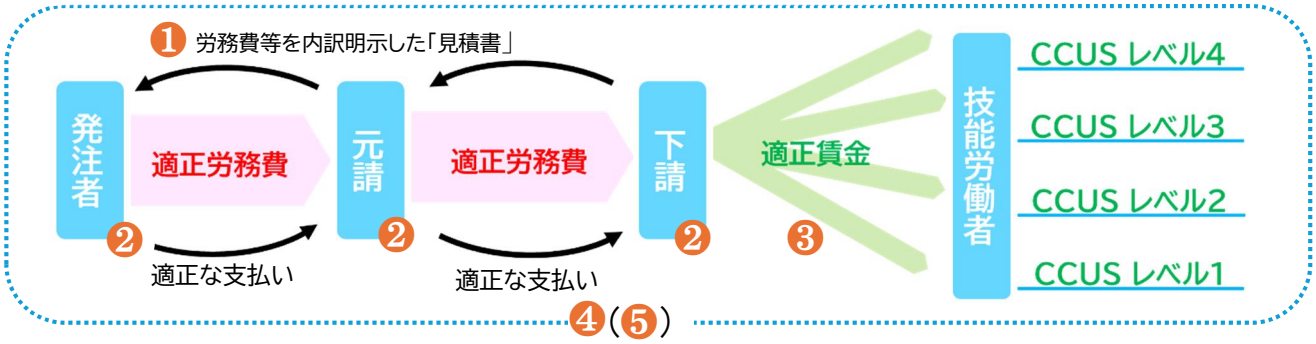
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

	発注者・注文者	受注者
見積段階	「見積書」を考慮 ◀…… 通常必要な額を著しく下回る変更依頼を禁止 **違反した場合** 発注者／国土交通大臣等から勧告・公表	労務費等を内訳明示した「見積書」の作成 通常必要な額を著しく下回る見積りを禁止 **違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督
契約段階	取引上の地位を不当利用し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止	正当な理由なく、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止
	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止
	違反した場合 発注者※1／国土交通大臣等から勧告・公表 建設業者／公正取引委員会からの措置請求※2 ／国土交通大臣等から指導・監督※3	**違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督

※1 「通常必要と認められる原価」に満たない金額での契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ／※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ／※3 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

「労務費に関する基準」の実効性確保

「労務費に関する基準」に基づいた適正な労務費の確保・適正な賃金の支払いを行うため、契約から支払いまでの各段階で、実効性を確保する取組が進められています。



❶見積書の交付促進	労務費等を内訳明示した見積書の作成・交付をお願いします。 ※注文者としては、工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、提出された見積を考慮・尊重してください。
❷自主宣言制度	技能者の処遇改善に積極的に取り組む事業者の見える化、その優先選定のための制度が創設されます。改正建設業法に基づく処遇改善やCCUS活用等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
❸適正な賃金支払い	CCUSレベル別年収を踏まえ、確保した労務費を技能・経験に応じた賃金として支払うようお願いいたします。
❹行き渡りの確認	労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント制度）を個々の契約において活用いただき、発注者から技能者に至るまで、労務費・賃金の適正な支払い状況を確認できる仕組みの構築をお願いいたします。
❺公共工事（労務費ダンピング調査）	現行の低入札価格調査等のダンピング対策を強化し、落札候補者に対して、入札金額内訳書の内容を確認する調査を実施することとしております。公共工事においても、契約段階において適正な労務費が確保される契約締結をお願いいたします。

別添２－２ 長野版

建設工事を発注（注文）する皆様へ

「労務費に関する基準」を踏まえた請負契約の価格交渉・契約締結をしましょう！

「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のために、建設業法等が改正され、令和7年12月から、建設工事の請負契約の価格交渉・契約締結について新たなルールが適用されることになりました。

建設工事の発注にあたっては、以下のルールを遵守して取引していただくようお願いします。

○建設業者が賃金の原資である労務費を適正に確保できるよう、賃上げにより担い手の処遇を改善すること

○発注者を含む関係者の行動変容により、担い手の賃金を競争原資としたダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換すること

☑ 工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください

☑ 提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

（これに違反して契約締結した場合は、勧告・公表の対象となる可能性があります）

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

☑ 従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

☑ 技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

詳しくはこちら⇒ 改正建設業法　第三次担い手三法

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部　関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

＜協議会事務局＞ 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

関係者のみなさまへ

～新たな労務費制度を通して知って頂きたいこと～



担い手確保には、建設工事に関わる全ての関係者の行動変容が必要です。賃金を削る競争を撲滅し、適正な労務費を確保するため、令和７年12月から新ルールが適用されています。**現場の実務担当にも周知徹底をお願いします。**

建設業者のみなさまへ

◎技能者と適切に雇用契約を結ぶとともに、CCUS 能力評価の受検、CCUS レベル別年収水準での賃金支払いを推進してください

▶受注に当たって

◎適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを保存してください（注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません）

◎労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください
（違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります）

◎正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください（違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります）

▶注文に当たって

◎工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください

◎提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください
（違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります）

◎従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください
（違反した場合は、国土交通大臣等からの指導又は公正取引委員会への措置請求対象となる可能性があります）

◎技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

全ての関係者のみなさまへ

◎「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

◎書面での請負契約締結を徹底するとともに、契約にコミットメント条項を積極的に導入し、契約当事者間での適正な労務費の支払い、技能者へ適正な賃金の支払いの確認を推進してください

◎適正な労務費（賃金の原資）確保に併せて、適正な工期を確保してください
（通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期による契約締結は、注文者・受注者とも禁止されています）

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

このほか、『労務費に関する基準』についてはこちらに記載しています
（https://roumuhi.mlit.go.jp/）

別添３

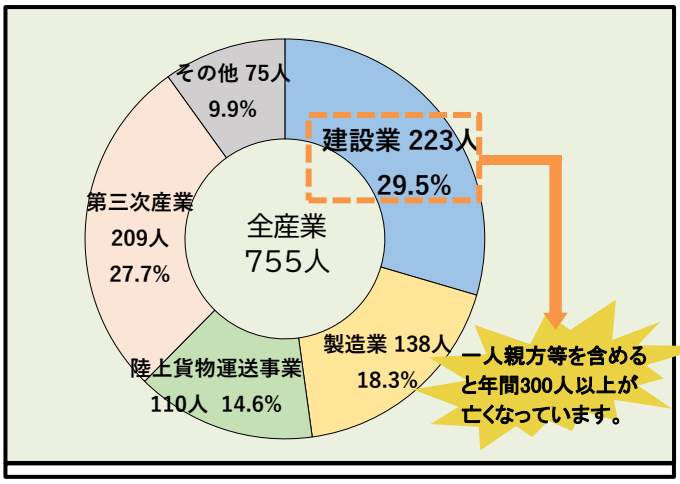
安全な建設工事のために
適切な安全衛生経費の確保が必要です

●建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています※。

※　出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

●労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければならない安全管理に必要な費用です。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるもので、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

業種別死亡災害発生状況

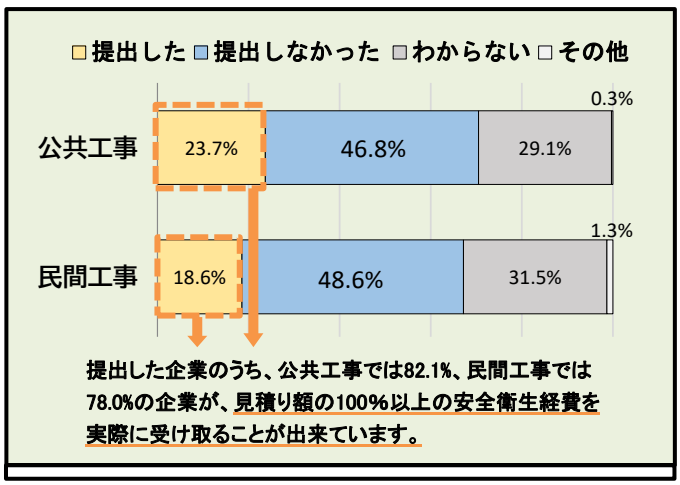


建設業における死亡災害は、全産業の約３割を占めています



出典：厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」（2024年）

注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の提出状況



安全衛生経費は必要経費です。受け取れない場合は法律に違反するおそれがあります。



出典：国土交通省「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」（2024年）



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

（１）元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

（２）下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

（３）契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

（４）契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01 元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

→ 建設業法第19条に違反

CASE02 元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

→ 当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03 元請負人が、下請負人（一人親方含む）と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

→ 建設業法第19条第1項に違反

安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
管理体制	工事現場管理				
管理体制	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体	○		○	
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	作業構台・吊り構台の組立と解体	○		○	
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	昇降設備の設置と撤去				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	土留め支保工の組立と解体				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	保護具の着用		○		○
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	墜落等による危険の防止				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	手摺、幅木等				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	開口部養生				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	落下防護ネット・小幅ネット				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	ロープ高所作業における危険の防止				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	飛来崩壊災害による危険の防止				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	揚重用吊具				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	警報設備				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	避難用設備				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	火災防止				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	危険物の対処（立入禁止措置）				

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	作業環境の測定				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	測定機器の用意				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	測定環境の設定				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	作業環境の構築				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	換気設備				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	空調設備、空気清浄設備				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	照明器具				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	電気設備				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	給排水設備				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	仮眠設備				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	設（トイレ、洗面所等）				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置					
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	時対応				
健康障害の防止及び健康の保持増進のための措置	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
その他	交通規制に要する対策				
その他	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）		注文者	下請	注文者	下請

チェック欄に○を付けて、安全対策に係る注文者と下請の役割（実施分担・費用負担）を明確化

詳しくは 国交省HPをご覧下さい。

安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特性等を踏まえた見積書を作成しています。

○○建設株式会社　御中

下記の通りお見積申し上げます。

御見積書

工事名称

施工費　¥○○,○○○,○○○(税込)

法定福利費　¥○,○○○,○○○(税込)

合計　¥○○,○○○,○○○(税込)

施工場所

特記事項

提出期限

納期工期　RC造病院

現場質疑　地上7階建てRC造

工事番号　搬出入は8ﾄﾝユニック車以上

項目番号　階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名　○○型枠工業(株)

住所

電話番号　FAX番号

名　称	仕　様		単位	員　数	単　価	金　額	単　価	金　額	備　考
a. 労務費									
	計 (a)		㎡						
b. 材料費			㎡						
c. 型枠運搬費			㎡						
	計 (a+b+c)		㎡						
d. 一般管理費		%	㎡						
e. 安全衛生経費		%	㎡						
	計 (a+b+c+d+e)		㎡						
	消 費 税	10%							
	A. 施工費計								
法定福利費	※雇用主負担率	%	㎡						
	※当工事従事者加入率	100.0%							
	消費税	10%							
	B. 法定福利費計								
	合計 (A+B)								

詳しくは 国交省HPをご覧下さい。



関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。

通　称	発注者	元請業者	一次下請業者	二次下請業者	三次下請業者
建設業法上での呼称	発注者	注文者	下請負人 注文者	下請負人 注文者	下請負人

注文者となる場合は、下請も元請と同様の対応が必要です

国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

◆　お問い合わせ先　◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号　03(5253)8111(内線24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号　03(5253)1111(内線5486)

国土交通省　厚生労働省

【建設事業主の助成金活用事例をご紹介します！】

生産性の向上や担い手の確保等を目的に
職場のアップデートを進め、助成金を活用してください

①取組み事例・きっかけ：
採用した社員に職務に関連した知識・技能を習得させたい。
玉掛けやフォークリフト等の資格を取得させたい。



②具体的内容：
・職場で必要な専門知識・基本と応用技術・技能を習得できる職業訓練校へ通わせる。
・資格取得が可能な技能講習を受講させる。
・習得した技術・技能を実践・応用できる人材を育成する。



③効果：
・実務に活かせるような知識・技能を習得できたことで、業務の幅が広がり、生産性も向上した。
・資格取得により労働者の資質向上やモチベーションアップにつながることができた。

④助成金の手続き：
人材開発支援助成金は、雇用している労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練の経費や訓練期間中の賃金を一部助成する制度です。
この助成金のご活用にあたっては、実行前に計画届の提出が必要です。
余裕を持って担当窓口にご相談ください。
👉【長野労働局職業安定部訓練課】電話：026-226-0862

※人材開発支援助成金には全業種向けの他に、建設労働者関係のコースもあります。（裏面）

この他、建設業（労働者3人）において**業務改善助成金**を活用した事例【古いタイヤショベルを更新したことで作業効率が向上し、職場内最低賃金の90円アップを達成】などもあります。
詳しくは、**長野働き方改革推進支援センター**（電話：**0120-088-703**）にお問合せください。電話相談や専門家派遣による相談は、**無料**です。

【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部
関東地方整備局
（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局

＜協議会事務局＞ 長野労働局労働基準部監督課 電話 026-223-0553

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設事業主向け助成コース一覧 （令和８年度）

※全業種向けの助成金もご活用ください（裏面参照）

トライアル雇用助成金

若年・女性建設労働者トライアルコース	35歳未満の若年者または女性を対象に試用雇用を行った場合	1人あたり４万円／月×３か月（トライアル雇用助成金の上乗せ）

人材確保等支援助成金

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合	中小建設事業主 対象経費の３／５＜３／20＞ 中小建設事業主以外 対象経費の９／20＜３／20＞など
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	女性専用の作業員施設を整備した場合	女性専用作業員施設 対象経費の３／５＜３／20＞
	作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を整備した場合（石川県）	作業員宿舎 建設労働者の数×25万円 作業員施設・賃貸住宅 対象経費の２／３
建設キャリアアップシステム等活用促進コース（雇用管理改善促進事業）	建設キャリアアップシステムを活用して雇用管理改善の取組を行った場合	算定対象となる技能者の数×16万円

人材開発支援助成金

建設労働者認定訓練コース	認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	経費助成 対象経費の１／６
	建設労働者に対して認定訓練を受講させた場合	経費助成 3,800円／人日＜1,000円／人日＞
建設労働者技能実習コース	若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主（20人以下） 経費助成：３／４＜３／20＞ 賃金助成：9,500円／人日 ＜2,000円／人日＞ 中小建設事業主（21人以上） 経費助成：７／10＜３／20＞ 賃金助成：8,550円／人日 ＜1,750円／人日＞など

＜＞は賃金要件、資格等手当要件を満たした場合の増額分です。
助成額は100円未満切り捨てとなります。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧いただくか、長野労働局へお問合せください。

建設事業主等に対する助成金　検索

厚生労働省　長野労働局・ハローワーク